

# ネット上の権利侵害行為に対する 発信者情報開示請求権と IPアドレスについての一考察

高 田 寛

## I. はじめに

令和2年5月23日、女子プロレスラーの木村花さんが、民放の番組である「テラスハウス」出演時の言動などを巡り、ネット上で誹謗中傷を受け自殺した。このように、スマホの普及と共に、ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）のようなSNS(Social Networking Service) 上における誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の権利侵害行為が後を絶たない<sup>1)</sup>。それを防止する法制度の一つとして、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」または「法」という。）4条1項に発信者情報開示請求権を創設しているが、この要件が厳格に過ぎ、権利侵害をされたとする者（以下「被侵害者」という。）にとって、必ずしも使いやすいものとはなっていない。

特に、ツイッターやフェイスブックのようなサイト運営業者（以下「コンテンツ・プロバイダ」という。）から権利侵害をしたとする者（以下「権利侵害者」という。）のIPアドレスを入手するため、裁判所に仮の開示を求める仮処分命令を申し立て、IPアドレスを入手し、それによってauやNTT docomoなどの特定電気通信役務提供者（以下「プロバイダ」という。）を特定し、特定されたプロバイダに、法4条1項に規定する発信者情報開示請求権に基づき、被侵害者の氏名や住所などの情報開示を請求したとしても、コンテンツ・プロバイダから開示されたIPアドレスが、権利侵害時のものではないため、プロバイダが権利の侵害に係る発信者情報（法4条1項所定のものをいう。以下同じ。）<sup>2)</sup>を保有しているとは認められないとして、裁判において被侵害者の請求を棄却する例が多い。

しかし、一方で、権利侵害時ではないIPアドレスから把握される発信者情報であっても、発信者情報の発信者のものとの蓋然性が高く、「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解する近時の裁判例もあり、裁判所によっては、法4条1項の解釈が異なる。

本稿では、この相違に焦点を当て、発信者情報開示請求の趣旨および手続き並びにIPアドレスについて整理した後（Ⅱ）、発信者情報開示請求を否定または肯定した近時の代表的な裁判例を紹介し（Ⅲ）、これらの判決の内容に検討を加え（Ⅳ）、IPアドレスに関する今後の法的課題を考察する（Ⅴ）。そして最後に、最近の総務省令の改正と法改正の動向を検証し、若干の提言を行いたい（Ⅵ）。

## II. 発信者情報開示請求権

### 1. 趣旨および内容

法4条1項に規定する発信者情報の開示を請求することのできる場合とは、①侵害情報の流通によって当該開示を請求する者（被侵害者）の権利が侵害されたことが明らかであるとき（明白性）、②当該発信者情報が当該開示の請求をする者（被侵害者）の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき（正当性）であり、これら2つの要件に該当していることが必要である<sup>3)4)</sup>。

同項の趣旨は、特定電気通信による情報の流通によって権利が侵害された場合、その被害回復のためには発信者情報の開示を受ける必要性が極めて高い一方で、発信者情報は発信者のプライバシー、匿名表現の自由等にかかる情報であり、正当な理由もないのに発信者（権利侵害者）の意に反して開示されることがあってはならないことから、一定の厳格な要件が満たされる場合に限って、発信者情報開示請求者である被侵害者の請求に応じて発信者情報の開示に応じるべき義務が発生する旨を法定化したものである<sup>5)</sup>。

なお、上記の要件の一つである「権利が侵害されたことが明らかである」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、この明白性は、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する厳格なものである<sup>6)</sup>。

このように、法4条1項は、権利を侵害されたとする者（被侵害者）の被害回復のための発信者情報開示の必要性と、発信者（権利侵害者）のプライバシーの保護及び匿名表現の自由の確保という、相反する権利利益の上に立脚するものであるが、権利侵害の明白性の要件の厳しさから判断すると、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由の保護法益を重視したものとなっている。

この点につき、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、権利侵害の明白性の要件が厳格に過ぎやしないか議論されたが、同研究会が2011年7月21日に公表した「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」<sup>7)</sup>の中では、その考え方が述べられている。また、令和2年8月31日、総務省令の一部が改正され、発信者情報に電話番号が追加されたが、未だ抜本的な法改正には至っていない。

このような中、ネット上での誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の権利侵害行為が年々増大し、社会問題となっているが、これを防止するはずの法4条1項は、その要件の厳格性のため、実質的に法としての実効性の薄いものになっているのが現状である<sup>8)</sup>。

### 2. 発信者情報開示請求の手続き

ツイッターやフェイスブックに、安易に他人の悪口を書き込み、他人への誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の権利侵害行為を行った場合、ある日突然、auやNTT docomoなどのプロバイダから、「発信者情報開示に係る意見照会書」（以下「照会書」という。）<sup>9)</sup>が届くことがある。これは、被侵害者が、ネット上において、権利侵害者から自己の権利を侵害されたとして、コンテンツ・プロバイダからIPアドレスを入手し、それを基にプロバイダを特定し、当該プロバイダに対して、法4条1項に基づき発信者情報開示請求をしたからに他ならない<sup>10)</sup>。

照会書は、権利侵害者の発信者情報の開示請求を受けたことのお知らせ、および発信者情報（氏名

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）  
や住所等）の開示の是非を照会するものであり、2週間以内に、照会書に添付された回答書<sup>11)</sup>に回答の上、返送しなければならないものである。権利侵害者は、この時初めて、自分が訴訟の対象になったことを知ることが多い。

回答書では、「発信者情報開示に同意しません」または「発信者情報開示に同意します」のいずれかを選択するようになっているが、大半の権利侵害者は「同意しません」を選択する。なぜなら、「同意します」を選択すると、被侵害者に自己の氏名および住所等の個人情報が知られてしまうことになり、損害賠償請求の対象になりかねないからである。なお、「同意しません」を選択した場合は、その理由を詳細に記さなければならない。

一方、被侵害者は、何としてでも自分の権利を侵害した権利侵害者を特定しようとして、裁判所にコンテンツ・プロバイダの保有するIPアドレスおよびタイムスタンプを開示させるため、仮の開示を求める仮処分命令を申し立てる。この仮処分はほとんど認められる傾向にあり、IPアドレスからプロバイダを特定することができる。プロバイダは契約により利用者の氏名および住所等の個人情報を所有していることから、被侵害者は、プロバイダに対して「発信者情報開示請求書」<sup>12)</sup>を送付することによって、権利侵害者の氏名および住所等の開示請求をすることができる。開示された場合、被侵害者は、権利侵害者に対して、不法行為等により損害賠償請求訴訟を提起することができる。

このように、ネット上での投稿がいくら匿名であっても、誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等された被侵害者は、法4条1項の発信者情報開示請求権を使って、権利侵害者を特定し、損害賠償請求訴訟を提起することができる。

なお、権利侵害の明白性を判断する基準として、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会は、2007年2月に「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン（初版）」（以下「情報開示ガイドライン」という）を公表した。その後5回の改正を受け、現在、2019年4月の第6版<sup>13)</sup>が最新である。

情報開示ガイドラインは、その目的を、特定電気通信による情報の流通によって被侵害者が、発信者情報の開示を請求する権利を規定した法4条1項の趣旨を踏まえ、被侵害者、権利侵害者、プロバイダのそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、発信者情報開示請求の手續や判断基準等を、可能な範囲で明確化するものであるとしている<sup>14)</sup>。

### 3. コンテンツ・プロバイダのIPアドレス

IPアドレスとは、インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいい<sup>15)</sup>、現在、32ビットのもの（IPv4）と128ビットのもの（IPv6）がある<sup>16)</sup>。

すなわち、IPアドレスとは、IPv4の場合、インターネット上に接続されたパソコンやスマホなどの機器を識別するために割り当てられた32ビットの番号であり、インターネット上の住所のような役割をもつ。これをWHOIS<sup>17)</sup>というIPアドレスやドメイン名の登録者などに関する情報を検索できるサービスを用いて調べると、IPアドレスがどのプロバイダに割り当てられたものかが分かる<sup>18)</sup>。これにより、権利侵害者の利用したプロバイダが判明する。

一般にIPv4の場合、IPアドレスが不足しているため、端末又はプロバイダの契約者ごとに固有の番号を割り当てることができない。そのため、接続の度に（又は、ルーターの電源が入られる度に）にIPアドレスが割り当てられる（動的IPアドレス）。そのため、発信者を特定するためには、IPアドレスだけでなく、当該IPアドレスが使用された時間（タイムスタンプ）を特定することが必要となる<sup>19)</sup>。

さらに、IPアドレスおよびタイムスタンプ（以下「IPアドレス等」という。）が特定されたとしても、その特定はログインされたパソコンやスマホなどの端末機器であり、特定の人物を直接特定するものではない。例えば、同一人物が複数の端末機器を使用することはまれではなく、異なる端末機器からログインすれば、割り当てられたIPアドレスも当然複数となる。また職場等では同じパソコンを複数の人物が共有することも多く行われている。このような場合、同じIPアドレスが割り当てられても、実際に使用した人物は複数存在することになる。さらに、複数の人物が、複数の異なる端末機器（異なるIPアドレス）から同一のアカウントに同時にアクセスし投稿することも可能である。このように、IPアドレスが特定されたからといって、侵害情報を投稿した人物（権利侵害者）を完全に特定することはできない。

ところが、ツイッターでよく使用されるスマホの場合、スマホを複数の者が使用するケースは限られており、多くの場合、使用者が特定の個人であることから、侵害情報の投稿そのものとは直接の関係がない発信者情報であっても、個人の特定ができる蓋然性が極めて高いといえる。この点が、ツイッターやフェイスブックにおいて、発信者情報開示請求権が認められる根拠となる。以下、近時の裁判例を検証することにより、裁判所の判断を検討することとする。

### Ⅲ. 近時の裁判例

#### 1. 否定例

##### (1) 事例1：東京高判平26・9・9<sup>20)</sup>

###### 【事実の概要】

- (1) 平成25年1月10日に、控訴人（第1審原告）の権利が侵害されたと主張するブログの記事（以下「本件記事」という。）が掲載された。
- (2) 本件記事名は「渋谷区逆転勝訴の判決文」と題し、本文を「前回お伝えしましたように、平成24年12月26日、東京高裁で情報公開請求に関する判決がございました。今回は入手しました判決文（全文）を公開し、被告訴人（渋谷オンブズマン代表）が裁判長に不信を抱かれたことを中心にお伝えいたします。（情報提供がファクシミリのため一部不鮮明の箇所はお許してください）」で始まり「その進捗に興味が移る。」で終わる文章とするものである。
- (3) 本件記事のウェブページには、上記記事名と本文との間に東京高等裁判所平成24年（ネ）第5127号、同第5551号損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件の判決書の1頁目の画像（以下「画像1」という。）が掲示されており、同画像には、同判決書の1頁から9頁までの画像（以下「画像2」という。）のPDFファイルへのリンクが設定されていた。画像1および画像2には、同判決書における当事者（被控訴人兼附帯控訴人）の表示として、控訴人（第1審原告）の住所及び氏名が含まれていた。

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）

(4) 控訴人が、訴外会社に対し、本件記事に係るIPアドレス等の開示を求めたところ、本件記事の投稿日時は判明したがIPアドレスは不明で、代わりに、同月12日から同月26日まで、本件記事に4回アクセスした記録があること（以下「12日等アクセス」という。）、そのIPアドレスがいずれも同一であることが判明した。

(5) 控訴人は、①本件記事の投稿者と12日等アクセスを行った被控訴人契約者は同一人物である、②仮に同一人物ではないとしても法4条1項の発信者情報を定める省令（以下「発信者情報省令」または「総務省令」という。）が規定する「その他侵害情報の送信に係る者」に当たるとして、被控訴人（第1審被告）に対し、法4条1項に基づいて、12日等アクセスをした被控訴人契約者の氏名または名称、住所、電子メールアドレスの開示を求めた。原判決が控訴人の請求を棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。

【判決】 本控訴を棄却する。

### 【判旨】

(1) 「たしかに、12日等アクセスは、本件記事に4回ログインしたものであり、その日時も本件記事の投稿日時と近接していることからすると、本件記事に投稿者と被控訴人契約者との間に、何らかの関係があることは推認され得る。しかし、プロバイダ責任制限法が、情報の流通によって権利の侵害があった場合において、自己の権利を侵害されたと主張する者に、当該情報が流通することとなった特定電気通信の用に供される特定電気通信役務提供者に対して、保有する発信者情報の開示を請求できる権利を創設した反面、発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密等に配慮し、その権利行使の要件として権利侵害の明白性等の厳格な要件を定めている趣旨や、同法4条1項の文言に照らすと、開示請求の対象は、開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られると解するのが相当であり、侵害情報でない情報については、その発信者情報が開示されることにより侵害情報の発信者が特定される面があるとしても、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求の対象にはならないと解される。」

(2) 「プロバイダ責任制限法4条1項を受けた発信者情報省令は、発信者のほか『その他侵害情報の送信に係る者』の氏名又は名称等を開示の対象としているが、これはあくまで侵害情報の発信に関与している者であって、侵害情報でない情報を送信した者がこれに含まれないことは、同項の文言や同省令から明らかであり、本件記事の送信自体とは別である12日等アクセスを行った被控訴人契約者について、開示の対象になるとはいえない。」

(3) 「また、被控訴人契約者が他の者と共同して本件記事を流通させる意思を有していることを認めるに足りる証拠は存しない上、仮にその意思があったとしても、上記の点に照らし、被控訴人契約者に関する情報がプロバイダ責任制限法に基づく開示請求の対象となるとは解されない。」

### (2) 事例2：東京高判平29・2・8<sup>21)</sup>

#### 【事実の概要】

(1) フェイスブックに、控訴人（第1審原告）の名誉を棄損する複数の書き込みが投稿された。

フェイスブックは、アカウントへのアクセスからアクセスの終了まで（アカウントへのログインからログアウトまで）の間に、そのアカウントへの投稿が可能である。フェイスブックは、ログイン及びログアウトの時刻並びにそのIPアドレスを記録して、その記録をしばらくの間保存する。

(2) しかしながら、ログインしてから長時間ログアウトしないことが可能であるし、複数の者が異なるIPアドレスから同時に特定のアカウントへのアクセスを行うことも可能である。そのため、あるアカウントにおいて複数のIPアドレスからのアクセスがある場合において、ログイン時刻とそのIPアドレスの情報しかないときには、当該アカウントにおける特定の投稿について、当該アカウントにおける特定の投稿について、投稿時刻及び投稿に使用されるIPアドレスを一義的に断定することが困難な場合がある。

(3) 控訴人の申立を認容する東京地裁仮処分命令が出たので、フェイスブックが控訴人に対して、投稿されたアカウントに関するアクセス情報（ログインの時刻及びログイン時に使用されたIPアドレス）を開示した。

(4) 控訴人は、開示されたIPアドレスのうち、当該アカウントへのログインを各投稿の直近の時期に繰り返していたIPアドレス（判決文中の「本件IPアドレス」）が権利の侵害に係る発信者情報に当たると主張して、当該IPアドレスを管理する特定電気役務通信事業者である被控訴人（第1審被告）に対して発信者情報の開示を求めた。原判決が控訴人の請求を棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。

**【判決】** 本件控訴を棄却する。

### **【判旨】**

「ア …本件各投稿が投稿されたアカウント（登録名「A」及び「B」）には、投稿日及びその直前に多数の本件IPアドレスによるアクセスがあり、本件各投稿はこれらのアクセスによる可能性が高いことが認められる。他方において、本件各投稿の投稿日又はそれよりも前の日に、対象外IPアドレスによるアクセスがあり、本件各投稿がこれらのアクセスによる可能性も完全には否定できないことが認められる。」

「イ 投稿がされたアカウントに、投稿日から過去にさかのぼる相応の期間、唯一特定のIPアドレスによるアクセスしかない場合には、当該IPアドレスから当該投稿がされたと推定して差し支えないと考えられる。しかしながら、…フェイスブック社の仕組みを前提とすれば、数か月前にアクセスを開始したIPアドレスから本件各投稿がされた可能性も否定できない。

本件各投稿をした者以外の者のIPアドレスに係る住所、氏名等の個人情報を開示してしまった場合には、その者の通信の秘密やプライバシーを不当に侵害する結果をもたらす。そうすると、あるIPアドレスから本件各投稿がされた蓋然性がかなり高い場合であっても、これと異なる可能性が通信の秘密等の基本的人権の保障の見地からみて無視できない程度に残っている場合には、日本国憲法13条及び21条2項並びに法4条の解釈として権利侵害に係る発信者情報とはいえない。この場合、そのIPアドレスに係る個人情報の開示を命じることはできない。

本件についてこれをみるに、本件各投稿のうち、本件IPアドレスと異なる対象外IPアドレスか

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）

らアカウントへのアクセスが投稿日の当日にあるもの（4月6日、4月14日、4月16日）及び投稿日の前日にあるもの（5月12日、5月31日）については、対象外IPアドレスからのアクセスにより投稿がされた可能性も相当程度残っている。そうすると、本件各投稿のうちこれらの日付のものは、権利侵害に係る発信者情報には当たらない。よって、アクセス情報を開示することはできない。

本件各投稿のうち投稿日から5月24日のものについては、その直近過去の対象外IPアドレスからのアクセスは5月11日（IPアドレスが『222.555.999.999』のもの）であり、さらに一つ前は5月7日（IPアドレスが『222.333.33.333』のもの）である。…5月12日から同月24日までの間は、対象外IPアドレスからのアクセスは一つもなく、本件IPアドレスからのアクセスが多数存在する。しかしながら、以上の点を考慮しても、通信の秘密等の基本的人権の保障の見地からみると、5月24日の投稿が5月11日以前の対象外IPアドレスからのアクセスにより行われた可能性を無視することはできない。そうすると、5月24日の投稿も権利侵害に係る発信者情報とはいえず、アクセス情報を開示することはできない。」

## 2. 肯定例

### (1) 事例3：東京高判平26・5・28<sup>22)</sup>

#### 【事実の概要】

- (1) 本件は、被控訴人（第1審原告）が、氏名不詳者により、ツイッターに投稿された記事によって、名誉が既存され、また、名誉感情を侵害された（以下「誹謗中傷」という。）と主張して、ツイッターの運営会社から開示されたIPアドレスの保有者である控訴人（第1審被告）に対し、法4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案である。
- (2) 被控訴人は、誰が自己を誹謗中傷したのか特定したいと考え、ツイッターの運営会社に対し、ツイッターにログインした際のIPアドレスを開示するように、仮処分の申立てをした。ツイッターの運営会社は、請求に応じ、その結果、IPアドレスから、控訴人を經由してログインされていたことが判明した。
- (3) そこで、被控訴人は、控訴人に対し、IPアドレスを、本件誹謗中傷した記事が掲載された日時ごろに使用した者に関する情報であって、「1. 氏名又は名称、2. 住所、3. 電子メールアドレス」（以下「本件発信者情報」という。）を開示するよう求めて、訴えを提起した。
- (4) これに対し、被控訴人は開示を拒否したが、原審は、開示を命じた。これを不服とする控訴人が控訴した。

【判決】 本件控訴を棄却する。

#### 【判旨】

「(1)控訴人は、当審において次のとおり補充主張をする。法四一条一項の開示請求の対象となる発信者情報は、侵害情報の流通があった場合における当該侵害情報の発信そのものについての発信者情報であり、その余の発信者情報は、当該侵害情報の発信者に係る情報やその特定に資する

情報であるとしても、当該発信者情報が侵害情報とは無関係な者に係る情報である可能性が排除できない限り、同項の開示請求の対象とはならない。

そうであるとする、本件発信者情報は、本件各投稿の送信に用いられたIPアドレス及び本件各投稿に係るタイムスタンプにより特定される情報ではなく、ログインの際に用いられたIPアドレス及びタイムスタンプにより特定される情報でしかないから、本件各投稿とは全く関係がなく、開示請求の対象とはならない。」

「(2)そこで、控訴人の上記主張について検討するに、法四条一項が開示請求の対象としているのは『当該権利の侵害に係る発信者情報』であり、この文言及び特定電気通信を用いて行われた加害者不明の権利侵害行為の被害者の当該加害者に対する正当な権利行使の可能性の確保と、発信者の表現の自由及びプライバシーの確保、これに伴い役務提供者が契約者に対して有する守秘義務等との間の調整を図る法の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているとまでいうことはできない。

また、同項は、『当該権利の侵害に係る発信者情報』について『氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの』としてその内容を総務省令に委任している。そして、同総務省令は、これを『発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称』、『発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所』及び『発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）と定義しているが、上記委任の趣旨に照らすと、上記総務省令によって、法四条一項に規定する『当該権利の侵害に係る発信者情報』が『氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報』であることが左右されるものとはいえない。

加えて、ツイッターは、利用者がアカウント及びパスワードを入力することによりログインしなければ利用できないサービスであることに照らすと、ログインするのは当該アカウント使用者である蓋然性が認められるというべきである。

以上によれば、本件発信者情報は、当該侵害情報の発信者の特定に資する情報であり、法四条一項の開示請求の対象である『当該権利の侵害に係る発信者情報』に当たると認めるのが相当である。そうであるとする、控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであり、その余について判断するまでもなく理由がないので、採用することができない。」

## (2) 事例4：東京高判平30・6・13<sup>23)</sup>

### 【事実の概要】

(1) 本件は、ツイッター上に、氏名不詳者が控訴人になりすましてアカウントを開設し、使用していることについて、これにより氏名権及び肖像権を侵害されたと主張する控訴人（第1審原告）が、上記氏名不詳者に対する損害賠償請求権の行使のために、ツイッターの運営会社から開示されたIPアドレスの保有者である被控訴人（第1審被告）に対し、法4条1項に基づき、上記氏名不詳者の氏名又は名称及び住所の開示を求めた事案である。

(2) 控訴人は、宗教法人であるAの代表役員であり、X' という通称を使用して書籍の出版等の活動を行っている者である。



ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）

一方で、控訴人は、自ら、ツイッター上に、アカウント名を「X」（本名：X）、ユーザー名を「@○○」、プロフィールを「本名、X。△△生まれ。スピリチュアル研究者にして、事業家、福祉家、学者、経済人、小説家、画家、オペラ歌手、……など、多彩な顔を持つ。X'は、神霊家としての名前…書籍も多数。」などとし、顔写真を掲載したアカウントを開設して、使用している。このアカウント（以下「控訴人アカウント」という。）は、平成23年5月に開設された。

(3) 被控訴人は、法2条3号所定の特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者）である。

(4) ツイッター上に、氏名不詳者により、アカウント名を「X」、ユーザー名を「@●●」、プロフィールを「Xのプライベートアカウントです。基本知り合い以外フォロリク許可しません。その他お仕事のご依頼はDMまで。関係のない内容は即プロ。」とし、上記(2)と同じ顔写真を掲載したアカウントが開設されている（以下、このアカウントを「本件アカウント」、本件アカウント内にある控訴人の通称名を使用したアカウント名、プロフィール及び上記顔写真を「本件プロフィール等」といい、本件プロフィール等を投稿した者を「本件発信者」という。）。本件アカウントは、平成27年12月に開設された。

本件アカウントは、その後、ツイートを非公開として、使用されてきた。なお、本件アカウントは、現在は、凍結されている。

(5) 控訴人は、ツイッターの運営会社であるツイッター・インク（米国法人。以下「ツイッター社」という。）を相手方として、本件アカウントにログインした際のIPアドレス及びタイムスタンプのうち、平成27年12月1日以降のもので、ツイッター社が保有するもの全てについて、仮の開示を求める仮処分命令を東京地方裁判所に申し立てたところ（同裁判所平成29年（ヨ）第847号）、同裁判所は、平成29年4月12日、その旨の仮処分決定をした。

(6) ツイッター社は、平成29年4月20日、上記(5)の仮処分決定に基づき、控訴人に対し、IPアドレス及びタイムスタンプを開示した。当該IPアドレス及びタイムスタンプは、ツイッター社から開示されたIPアドレス及びタイムスタンプの一部である（以下、このIPアドレスを「本件IPアドレス」、このタイムスタンプを「本件タイムスタンプ」、これらを併せて「本件IPアドレス等」という。）

本件IPアドレスは、被控訴人が保有するものである。すなわち、本件タイムスタンプの年月日及び時刻（日本時間で平成29年1月28日午前3時10分17秒から同年3月28日午前0時48分46秒まで）に、被控訴人の提供するインターネットサービスにより本件IPアドレスが割り当てられて、電気通信の送信がされたことになる。

(7) 原審は、被控訴人は控訴人の権利の侵害に係る発信者情報を保有しているとは認められないとして、控訴人の請求を棄却した。これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

**【判決】** 原判決を取り消す。

**【判旨】** 東京高裁は、以下の通り判示して第一審判決を取り消し、控訴人の請求を認容した。

〔(1)本件IPアドレス等は、本件アカウントにログインした（ログイン情報を送信した）際に割

り当てられたものであり、本件プロフィール等の侵害情報そのものを現実に送信した際に割り当てられたものではない。この点について、被控訴人は、ログイン情報の送信に係る契約者情報は、法四条一項所定の発信者情報には当たらない旨主張する。

しかし、①ツイッターの仕組みは、設定されたアカウントにログインし(ログイン情報の送信)、ログインされた状態で投稿する(侵害情報の送信)、というものであり、侵害情報の送信にログイン情報の送信が不可欠となること、②法四条一項は、『侵害情報の発信者情報』と規定するのではなく、『権利の侵害に係る発信者情報』とやや幅をもって規定しており、侵害情報そのものから把握される発信者情報だけでなく、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示することも許容されると解されることに照らせば、ログイン情報を送信した際に把握される発信者情報であっても、法四条一項所定の『権利の侵害に係る発信者情報』に当たり得るといふべきである。』

〔2)本件IPアドレス等は、侵害情報である本件プロフィール等の投稿の後に割り当てられたものであり、本件プロフィール等の投稿の前に割り当てられたものではない。

そこで検討すると、法四条一項は、発信者情報が、発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密にかかわる情報であり、正当な理由がない限り第三者に開示されるべきものではなく、また、これがいったん開示されると開示前に状態への回復は不可能となるため、発信者情報の開示請求について、厳格な要件を定めているものと解されるから、法四条一項の発信者情報をたやすく拡張して解釈することは相当でない。

しかし、上記の通り、法四条一項は、侵害情報そのものから把握される発信者情報でなくても、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示の対象とすることも許容されると解される。そして、侵害情報そのものの送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、その開示は不当ではないと解されるし、また、開示対象となる発信者情報は、本件総務省令で定められるものに限定列挙されており、いたずらに拡大されないように定められている。このことに、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図るという法四条の趣旨(最高裁平成二二年四月八日第一小法廷判決・民集六四卷三号六七六頁参照)に照らすと、侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該発信者情報の発信者のものの『権利の侵害に係る発信者情報』に当たり得ると解するのが相当である。

この点について、控訴人は、時的な先後関係は問題とされるべきではなく、ログインした際の情報は『当該権利の侵害に係る』に当たり、その通信を行う者は『その他の侵害情報の送信に係る者』に当たる旨主張し、他方、被控訴人は、法四条一項が、侵害情報の流通とは別個のログイン情報の流通についてまで含むと解するのは困難である旨主張するが、いずれも上記説示に反する限度で、採用することができない。』

〔3)本件IPアドレスから把握される発信者情報が、侵害情報である本件プロフィール等の投稿者のものと認められるか否かを検討する。

この点、前期前提となる事実、証拠<略>及び弁論の全趣旨によれば、本件アカウントは平成二七年一二月に開設されたものであるのに対し、本件IPアドレス等は、上記開設時から一年以上

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）

も後の平成二九年一月二八日から同年三月二八日まで（日本時間）のものであること、被控訴人の保有する本件IPアドレス等は、本件アカウントにログインした際のIPアドレス及びタイムスタンプの一部にすぎず、本件IPアドレス以外にも、相当数、本件アカウントにログインした際のIPアドレス及びタイムスタンプが存在することが認められる。

しかしながら、一般に、同一人が、複数のプロバイダからのIPアドレスを割り当てられながら、一年以上同じアカウントにログインを続けることは、珍しいことではない。そして、上記の通り、ツイッターの仕組みは、設定されたアカウントにログインし（ログイン情報の送信）、ログインされた状態で投稿する（侵害情報の送信）、というものであるから、時的な先後関係にかかわらず、ログイン者と投稿者は同一である蓋然性が高いことが認められる一方、本件アカウントは、後記二のとおり、控訴人本人になりすました本件プロフィール等をトップページに表示し続けながら、ツイートを非公開として使用されてきたもので、法人が営業用に用いるなど複数名でアカウントを共有しているとか、アカウント使用者が変更されたとか、上記の同一性を妨げるような事情は何ら認められない。

このような事実からすると、本件IPアドレスを割り当てられてログインした者は、本件プロフィール等を投稿した者と推認するのが相当であるから、本件IPアドレス等から把握される発信者情報は、侵害情報である本件プロフィール等の投稿者のものと認めるのが相当である。」

「(4)そうすると、被控訴人は、控訴人の権利の侵害に係る発信者情報を保有しているということができる。」

#### IV. 事例の検討

上記の事例1および事例2は、被侵害者がプロバイダに対し、法4条1項に基づき、発信者情報開示請求訴訟を提起したが、裁判所がそれを認めなかったという事例である。

事例1は、裁判所が、訴外会社から開示を受けたIPアドレス等が、法4条1項にいう「発信者情報」に該当せず、かつ発信者情報省令が規定する「その他侵害情報の送信に係る者」にも該当しないと判示した事例である。

本件記事によって権利が侵害されたのは、平成25年1月10日であった。訴外会社に対し、本件記事に係るIPアドレス等の開示を求めたが、本件記事の投稿日時は判明したもののIPアドレス等は不明であり、その代わりに、平成25年1月12日から26日までに、本件記事に4回アクセスしたことが判明した。これをもって本件記事の投稿時のIPアドレス等と判断するかどうか、すなわち、本件記事の投稿者と4回アクセスした者（被控訴人契約者）が同一人物とみなすかどうかが判決の分かれ目であった。

裁判所は、法4条1項の要件を厳格に解釈し、本件記事の投稿者と被控訴人契約者が同一人物である点については、これを認めるに足る証拠がないとした。また、仮に同一人物ではないとしても、発信者情報省令が規定する「その他侵害情報の送信に係る者」についても、被侵害者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られることから、訴外会社から開示を受けたIPアドレス等は、発信者情報開示請求の対象にはならないと判示した。

また、「その他侵害情報の送信に係る者」の氏名または名称等を対象としているが、これらは

あくまで侵害情報の発信に関与している者であって、侵害情報でない情報を送信した者、すなわち訴外会社から開示を受けたIPアドレス等による特定される者は含まれないとした。

さらに、被控訴人契約者が他の者と共同して本件記事を流通させる意思を有していることを認めるに足る証拠はなく、仮にその意思があったとしても、被控訴人契約者に関する情報は開示請求の対象となるとは解されないと判示した。

このように裁判所は、法4条1項の要件および発信者情報省令の文言解釈を厳格にとらえ、発信者情報開示請求を否定したが、一方で、裁判所は、12日等アクセスは、本件記事に4回ログインしたものであり、その日時も本件記事の投稿日時と近接していることからすると、本件記事の投稿者と被控訴人契約者との間に、何らかの関係があることは推認されるとしている。つまり裁判所は、本件記事の投稿者と被控訴人契約者が同一人物である蓋然性が高いことは認めている。

しかしながら、本件訴訟を棄却した理由は、法4条1項の要件の厳格性を忠実に解し、発信者情報は発信者のプライバシー、匿名表現の自由等にかかる情報であり、正当な理由もないのに発信者の意に反して開示されることがあってはならないことを重視し結論を導いたといえる。

事例2は、裁判所が、控訴人(第1審原告)の名誉を棄損する投稿があったフェイスブックのアカウントに、投稿の12日前から投稿日までは特定のIPアドレスからのアクセスしかないが、投稿の13日前に別のIPアドレスからのアクセスがあった場合において、特定のIPアドレスが控訴人の権利の侵害に係る発信者情報に当たらないとした事例である。

この事例のコンテンツ・プロバイダはフェイスブックであるが、フェイスブックは、アカウントへのアクセスからアクセスの終了まで(ログインからログアウトまで)の間に、そのアカウントへの投稿が可能であるが、ログインおよびログアウトの時刻およびIPアドレスは記録するものの、個別の投稿の時刻および投稿に使用されたIPアドレスは記録していない。また、ログインしてから長時間ログアウトしないことも可能であるし、複数の者が異なるIPアドレスから同時に特定のアカウントへのアクセスを行うことも可能である。

そのため、複数のIPアドレスからのアクセスがある場合において、ログイン時刻とそのIPアドレスの情報しかないときは、投稿時刻および投稿に使用されたIPアドレスを一義的に断定することが難しい。すなわち、ログインの機会に権利侵害投稿がされたことの証明があった場合には、ログイン情報も権利侵害に係る発信者情報として開示命令の対象になるとして、どのような場合に証明があったといえるのかが本事例の問題であった。

実際の開示されたIPアドレスを見ると、2014年4月12日から同年5月31日までの間に、「222.333.333.333」が3件、「222.444.444.444」が1件、「111.11.111.11」が29件、「222.555.555.555」が1件、「222.666.66.66」が1件、「222.777.777.777」が1件、「222.555.88.888」が1件、「222.555.999.999」が1件、「222.000.000.000」が1件と、「111.11.111.11」が圧倒的に多いことがわかった。このことから、裁判所は、IPアドレス「111.11.111.11」からのアクセスにより、権利侵害投稿がされた可能性が高いと認定した。しかし、本判決は、権利侵害投稿をしていない者のIPアドレスの開示は、その者の通信の秘密等の基本的人権を侵害することを指摘し、対象外アドレスからのアクセスにより権利侵害投稿がされた可能性も、通信の秘密等の基本的人権の尊重の見地から、無視することはできないと判断した。

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）

このように、ログインおよびログアウト時のIPアドレスしかなく、また複数のアクセスがあった場合には、いくら特定のIPアドレスからのアクセスの蓋然性が高くとも、それが100%ではない以上、対象外IPアドレスの発信者情報を開示する可能性はゼロとはいえないことから、本判決は、被侵害者の発信者情報開示請求権を否定した。

以上の事例1と事例2では、いずれも法4条1項の趣旨に則り、特定電気通信による情報の流通によって権利が侵害された場合、その被害回復のためには発信者情報の開示を受ける必要性が極めて高い一方で、発信者情報は発信者（権利侵害者）のプライバシー、匿名表現の自由等にかかる情報であり、正当な理由もないのに発信者の意に反して開示されることがあってはならないことから、厳格な要件の下に、発信者情報の開示については慎重な態度をとったといえるであろう。

このように発信者情報開示請求の否定例は、いずれも法4条1項の要件を厳格に解し判決を下している。これによって、被侵害者は、権利侵害者を特定して訴訟を提起することが非常に難しくなり、多くの場合、その道が絶たれることになる。被侵害者にとっては、仮処分命令の申立および発信者情報開示請求訴訟と多大な労力、コスト、時間をかけたものの、これらすべてが徒労に終わる可能性がある。

一方、事例3および事例4は、被侵害者がプロバイダに対し、法4条1項に基づき発信者情報開示請求訴訟を提起し、裁判所が、それが認めたという事例である。

事例3は、ツイッターに投稿された記事によって名誉が毀損されたと主張する者から、IPアドレスの保有者に対する発信者情報の開示が認められた事例である。本件の争点は、法4条1項の開示請求の対象となる発信者情報が含まれるのかという点であったが、原審（東京地判平26・1・16）は、特段の理由を付すことなくこれを認め、原告の発信者情報開示請求権を認容したので、被告であるプロバイダが控訴した事例である。

控訴審では、控訴人の主張を退けたが、第1の理由としては、法4条1項の法の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信者そのものの発信者情報に限定されているということまでいうことはできないという点を挙げている。これはいわゆる法文解釈の問題であるが、事例1や事例2も同様に法4条1項の法の趣旨を吟味した結果、まったく異なる結論を導いている。

第2の理由としては、法4条1項は、「当該権利の侵害に係る発信者情報」について「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」としてその内容を総務省令に委任しているが、省令によって、法律を解釈するのは正しい法解釈とはいえないことを挙げている。これについて、事例1は、総務省令は、発信者のほか「その他侵害情報の送信に係る者」の氏名又は名称等を開示の対象としているが、これはあくまで侵害情報の発信に関与している者であって、侵害情報でない情報を送信した者がこれに含まれないことは、同項の文言や同省令から明らかであると判断したことに対する反論ともとれるものである。一方で、事例2では、総務省令への委任の趣旨に照らすと、総務省令によって、法4条1項に規定する「当該権利の侵害に係る発信者情報」が「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報」であることが左右されるものとはいえないとしており、同じ否定例でも、総務省令の法4条1項による委任の位置付けの解釈が異なっている。

第3の理由として、ツイッターは、利用者がアカウントおよびパスワードを入力することによ

りログインしなければ利用できないサービスであることに照らすと、ログインするのは当該アカウント使用者である蓋然性が高いことを挙げている。この蓋然性については、否定例である事例1および事例2でも認めているところではあるが、これも裁判所がどう判断し判決に導くかによって異なる判断が下されている。

以上の理由により、控訴審は、被侵害者の発信者情報開示請求を認めたが、判断の対象は事例1および事例2と大差なく、最終的に、法文上の文言解釈とアカウント使用者である蓋然性をどう評価するかの違いで判断が分かれている。

事例4は、ツイッター上における、いわゆる「なりすましアカウント」作成者の特定のために、経由プロバイダに対して発信者情報の開示を求めた請求が認められた事例である。原審（東京地判平29・11・24）である東京地裁は、法4条1項の要件を厳格に解釈し、原告（被侵害者）の発信者情報開示請求を認めなかったため、これを不服とする原告が控訴したものである。

争点は、事例1から事例3と同じく、ツイッター社から開示を受けたIPアドレス等が、権利侵害者が侵害情報を発信した時のものではないという点である。すなわち、侵害情報が発信されたのが平成27年12月であるのに対し、開示を受けたIPアドレス等は、1年以上経過した平成29年1月から3月にかけてのものであった。

電子掲示板、例えば、2ちゃんねるでは、個別の投稿の時刻及び投稿に使用されたIPアドレスを記録しているが、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを運営するコンテンツ・プロバイダは、実際に侵害情報が投稿された際のIPアドレス等は保有しておらず、各サービスにログインした際のIPアドレス等しか保有していないことが多い。本件のツイッター社のプライベートポリシーでも、ログデータの保存期間は最大18か月であり、多くのプロバイダでは、IPアドレス等の保存期間は約3～6か月である。このため、開示されたIPアドレス等は、権利侵害があった日から1年以上経ったものであった。

控訴審が、発信者情報開示請求を認めた理由は3つある。第1の理由は、法4条1項は、「侵害情報の発信者情報」と規定するのではなく、「権利の侵害に係る発信者情報」とやや幅をもって規定しており、侵害情報そのものから把握される発信者情報だけでなく、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示することも許されるとする点である。この解釈は、事例3には見られなかった法解釈であるといえる。

第2の理由は、法4条1項の法解釈である。侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得るとする点である。事例1および事例2では、この法解釈から反対の結論に達したが、事例3および事例4では、まったく逆の結論を導いている。特に事例4では、第1の理由が前提となる結果を導いていると思われる。

第3の理由は、時期的な先後関係にかかわらずログイン者と投稿者（権利侵害者）は同一である蓋然性が高いことが認められ、本件IPアドレス等を割り当てられた者は、権利侵害者と認められるとする。この蓋然性の程度については、事例ごとに異なり、例えば事例2では、先後関係が比較的近接していても、複数の投稿があり、それぞれIPアドレスが異なっている場合には、この蓋然性は相対的に低くなるであろう。一方、本控訴審のように、先後関係が大きくても、ログイ

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）  
ンしたIPアドレスが固定している場合には、この蓋然性は大きいといえるであろう。

以上から、発信者情報開示請求を否定した事例と肯定した事例を比較すると、①法4条1項と発信者情報省令の文言解釈と、②IPアドレスから把握されるログイン者と権利侵害者が同一であるという蓋然性の違いによる差異による判断の相違であることがわかる。特に、①の文言解釈では、事例4が、「権利の侵害に係る発信者情報」の「係る」に注目し、比較的広い意味ととらえていることは注目に値する。しかし、否定事例である事例1および事例2は、法4条1項の要件を厳格にとらえているため、発信者情報開示請求を否定した。

②の蓋然性については、①の文言解釈で緩やかに解釈することが前提となっている。つまり、前述のように、蓋然性の程度に応じた判断が要求される。この意味においては、事例4は、比較的蓋然性が高いと判断したと思われる。

## V. IPアドレスに関する今後の法的課題

事例1および事例2は、法4条1項の趣旨から、その要件を厳格に解し、被侵害者の保護法益よりも、発信者情報は発信者のプライバシー、匿名表現の自由等にかかる情報であり、正当な理由もないのに発信者の意に反して開示されることがあってはならないことの方を重視したものである。その背景には、表現の自由および通信の秘密の確保<sup>24)</sup>の重要性が根底にある。

すなわち、匿名であったにも拘わらず、安易に発信者情報が開示されることにより、権利を侵害されたとする者は、容易に発信者を訴えることができるようになり、それが却って、発信者の表現の自由に委縮効果を与える危惧が存在するからである。また、開示された情報を不正に使用することにより、ストーカー行為やいやがらせ行為など、他の侵害行為を派生的に誘発させるおそれも考えられる<sup>25)</sup>。

しかし一方で、このような表現の自由および通信の秘密を重視した考え方は、法4条1項の発信者情報開示請求権の実質的な実効性を失わせるものとなる。被侵害者は、他人からの誹謗中傷等により自己の権利が侵害されていることを知ったら、当然それを止めさせることを考えるであろう。その第一のステップが、侵害情報の発信者を突き止めることである。そのために、被侵害者はコンテンツ・プロバイダに対し、裁判所に仮の開示を求める仮処分命令を申し立て、IPアドレス等を入手しようとする。しかし、コンテンツ・プロバイダがツイッターやフェイスブックの場合、海外の事業者なので、必要書類は英文に訳す必要があり、費用と時間がかかる。

このようにして、ようやく入手したIPアドレス等からプロバイダを割り出し、プロバイダに対して発信者情報開示請求を行う。プロバイダは、上述の照会書を該当する権利侵害者に送付して、開示の是非を問うが、権利侵害者がこれを拒否した場合、プロバイダが権利侵害者の情報を開示することはない。これにより、被侵害者は、プロバイダに対して、法4条1項の発信者情報開示請求権に基づき訴訟を提起することになる。この訴訟に勝って初めて、権利侵害者の氏名や住所が入手でき、これを基に、権利侵害者に対して訴訟を提起することができる。

このように被侵害者にとっては、法4条1項に基づく発信者情報開示請求権は、最も重要な権利の一つであり、権利侵害者に対しての不法行為等による損害賠償請求訴訟までは、相当な時間、費用および労力を必要とする。また、最終的に権利侵害者に対しての訴訟に勝つかどうかも定か

ではなく、もし仮に勝訴したとしても、得られる賠償の金額はせいぜい60万円程度であり100万円を超えることはまずない。一方で、弁護士費用などの経費は、最低でも50～60万円程度で、費用倒れになる公算が強い。ましてや、法4条1項に基づく発信者情報開示請求訴訟で敗訴すると、今までの苦勞がすべて徒勞に終わる可能性がある。

このように、被侵害者にとって現行の法制度は、被侵害者の権利回復の大きな障害となっている事実が厳然として存在し、法4条1項に基づく発信者情報開示請求権が実質的に実効性の薄いものとなっているため、多くの被侵害者は泣き寝入りをすることが多い。そのため、ネット上での誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の権利侵害行為が後を絶たない<sup>26)</sup>。

他方、事例3および事例4は、法4条1項および発信者情報省令の法文上の解釈と、IPアドレス等から権利侵害情報が投稿された蓋然性の高さから、法4条1項の発信者情報開示請求を認めた。しかし、IPアドレス等が権利侵害情報の投稿時のものではないため、100%個人を特定できるものではない。同様の理由で、事例1および事例2では、発信者情報開示請求を認めなかった。この背景には、事例3および事例4は、事例1および事例2と異なり、国民の表現の自由、通信の秘密よりも、被侵害者の保護法益を重んじた結果である。

事例3および事例4は、蓋然性の高さで発信者情報開示請求を認めたが、もし開示されたIPアドレス等の保有者が、真の権利侵害者でなかった場合はどうであろうか。被侵害者は、プロバイダから入手した情報（氏名および住所等）を基に、相手方に代理人を通して、内容証明郵便により事実の確認等を行うであろう。または、直接、不法行為等に基づく損害賠償請求訴訟を提起するかもしれない。その場合、相手方が真の権利侵害者でない場合、その者は、自分が真の権利侵害者でないことを立証しなければならない。事例3および事例4は、多かれ少なかれ、このようなリスクを裁判所は負っていることになる。また、このようなケースは、被侵害者も相手方が真の権利侵害者であるかどうかを確認する必要がある。

このようなケースを最小限にするためには、旧2ちゃんねる（現5ch.net）のような電子掲示板のように、コンテンツ・プロバイダが、ログインおよびログアウト時のIPアドレス等だけでなく、実際に投稿した時のIPアドレス等を記録しておくことが必要である。また、この記録は、相当な期間保存しておくことも必要である。これにより、権利侵害情報が投稿された時のIPアドレス等がわかれば、ほぼ確実に真の権利侵害者を特定することができる。しかし、これは法定化されていないため、多くのコンテンツ・プロバイダは、真の権利侵害者を特定することができる情報を保有していない。これも、法4条1項が実効性の薄い理由の一つである。

近時のネット上の誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の権利侵害行為が後を絶たないことを考えると、法4条1項の実効性を高めて、被侵害者の保護法益を守るべきと考えるが、一方で、国民の表現の自由および通信の秘密は、決して軽んじることはできない。事例1から事例4までを検討したが、被侵害者の権利回復の保護法益と国民の表現の自由および通信の秘密の確保という相反する価値判断で、最もバランスのよい合理的な判断は、事例4ではないかと考える。

その理由は、事例4では、他の事例と異なり、法4条1項の法文解釈において、「侵害情報の発信者情報」と規定するのではなく、「権利の侵害に係る発信者情報」とやや幅をもって規定していることから、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示することも許さ



ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）

れるとする点を指摘し、法4条1項の要件を若干緩めている点と、極めて高い蓋然性により被侵害者の保護法益を守ろうとしている点である。この考え方は、情報開示の相手方が真の権利侵害者ではないというリスクを最小限にすることができるからである。

では、この蓋然性が高いということはどういうことであろうか。具体的には、①ツイッターのように、多くの場合、スマホからの投稿が行われていること、②使用されたスマホが個人使用のものである可能性が高いこと、③IPアドレスがほぼ特定されたものであり、そのアクセスが連続しており、複数のIPアドレスの存在が見られないこと、の3つであると思われる。このような場合、権利侵害情報の投稿時のIPアドレスが不明であっても、ほぼ100%の確率で権利侵害者を特定できるのではないだろうか。こうであれば、法4条1項の趣旨による被侵害者の権利回復の途を安易に閉ざすことなく、またこれにより、国民の表現の自由、通信の秘密を大きく損なうことはないのではないだろうか。

## VI. 総務省令の改正と法改正の動向

総務省では、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示のあり方等について検討するため、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」<sup>27)</sup>を開催し、令和2年4月から議論を行い、令和2年7月、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ(案)」<sup>28)</sup>(以下「中間とりまとめ」という。)を公表した。そして、この「中間取りまとめ」において、「電話番号」をプロバイダ責任制限法の開示対象に追加するために、総務省令の改正を行うことが適当であるとされ、令和2年8月31日、総務省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第82号)が発せられた。これによって、発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称(省令1号)、および住所(同2号)、電子メールアドレス(同3号)、侵害情報に係るIPアドレス(同4号)、携帯電話端末等の利用識別符号(同5号)、SIMカード識別番号(同6号)、タイムスタンプ(同7号)に、電話番号(同新3号)も加わった。

「中間取りまとめ」では、具体的な検討事項として、新たに追加しようとする開示対象について、①「発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報」であるか(有用性)、また「発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報」のうち、②開示対象とすることが必要と考えられるか(必要性)、および③開示対象とすることが相当と考えられるか(相当性)、を判断基準とし、これらの判断基準を基に、開示対象の追加の是非について検討された<sup>29)</sup>。その結果、今回、電話番号については、有用性、必要性、相当性が認められ、また、法律の委任の範囲内であることから、新たに開示対象として総務省令に追加された<sup>30)</sup>。

「中間取りまとめ」では、電話番号の他に、「ログイン時情報」も検討された。この背景には、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツ・プロバイダの中には、ユーザーIDやパスワード等必要事項を入力してアカウントを作成し、その後、ユーザーIDやパスワードを入力することによって、自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うもの(いわゆる「ログイン型サービス」)が増加していることにある。ログイン時情報とは、ログイン型サービスにおいて権利侵害が生じた際の、ログイン時のIPアドレスおよびタイムスタンプである。検討の結果、これに関しては、有用性および必要性があると認められたものの、最終的な結論には至っていない<sup>31)</sup>。

また、「中間とりまとめ」では、「新たな裁判手続の必要性」および「ログの保存に関する取扱い」についても検討している。「新たな裁判手続の必要性」については、前述のように、発信者情報開示の手続きとして、①コンテンツ・プロバイダに対する発信者情報開示仮処分<sup>32</sup>の申立て、②プロバイダに対する発信者情報開示請求という2段階の裁判手続を経て、その後、③特定された発信者への損害賠償請求訴訟を行うという、3段階の手続きを経る必要があり、被侵害者にとって、この手続きに多くの時間・コストがかかることを問題視し、一つの手続きの中で発信者（権利侵害者）を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者（被侵害者）の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要があるとしている<sup>32</sup>。

「ログの保存に関する取扱い」に関しては、ユーザーのログ情報の一律の保存の義務付けには賛否両論あり、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当であるとされた。具体的には、例えば、①発信者を特定する手続きと、②特定された発信者情報を開示する手続きを分割し、①について、発信者情報を被害者（被侵害者）に秘密にしたまま、コンテンツ・プロバイダに迅速に発信者情報を提出させ、プロバイダにおいて発信者を特定し、発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みを設けることが考えられるとしている<sup>33</sup>。

「中間とりまとめ」では、多面的に解決策が検討されているが、今回の総務省令改正は、電話番号の追加のみに留まった。引き続きの検討と法制化に期待したい。

## Ⅶ. 結びにかえて

ネット上での誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の権利侵害行為が、年々増加傾向にあり、被侵害者の権利回復の重要性が高まっているにも拘らず、法4条1項の発信者情報開示請求権の要件が厳格に過ぎるため、被侵害者にとって、必ずしも使いやすいものとはなっていない。

この理由は、法4条1項は、被侵害者の被害回復のための発信者情報開示の必要性と、権利侵害者のプライバシーの保護及び匿名表現の自由の確保という、相反する権利利益の上に立脚するものであるが、権利侵害の明白性の要件の厳しさから判断すると、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由の保護法益を重視したものとなっているからである。

特に、特定されたプロバイダに、法4条1項に規定する発信者情報開示請求権に基づき、被侵害者の氏名や住所などの情報開示を請求したとしても、コンテンツ・プロバイダから開示されたIPアドレスが、権利侵害時のものではないため、プロバイダが権利の侵害に係る発信者情報を保有しているとは認められないとして、裁判において被侵害者の請求を棄却する例が多いのが現状である。

その点、事例4（東京高判平30・6・13）は、法4条1項の法文解釈において、「侵害情報の発信者情報」と規定するのではなく、「権利の侵害に係る発信者情報」とやや幅をもって規定していることから、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示することも許される点と指摘し、法4条1項の要件を若干緩めている点と、極めて高い蓋然性により被侵害者の保護法益を守ろうとしている点で、合理的な判断をしていると思われる。本稿で取り上げ

ネット上の権利侵害行為に対する発信者情報開示請求権とIPアドレスについての一考察（高田 寛）  
たIPアドレスの問題については、残念ながら「中間とりまとめ」では議論されなかったが、今一度、この裁判例を基に、「中間とりまとめ」および「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の今後の議論も踏まえ、法制度そのものを見直す時期に来ているのではないだろうか。

- 1) ネット上の人権侵害行為は、平成30年度の統計では19,063件と前年度より減少したものの、年々増加傾向にある、<<http://www.moj.go.jp/content/001288006.pdf>> (as of Mar 22, 2020)。
- 2) 開示の対象となる発信者情報は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令」（平成14年総務省令第57号、最終改正：平成28年3月29日総務省令第30号）で規定されている。
- 3) 高田寛『Web2.0インターネット法—新時代の法規制—』（文眞堂、2007年）178頁。
- 4) 高田寛「特定電気通信役務提供者に対する発信者情報開示請求権についての一考察」富大経済論集61巻2号（2015年）61頁  
<[https://toyama.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=2039&item\\_no=1&page\\_id=32&block\\_id=36](https://toyama.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2039&item_no=1&page_id=32&block_id=36)> (as of Mar 22, 2020)。
- 5) 大村真一ほか「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の概要」NBL730号32頁。判タ1326号122頁。
- 6) 大村・前掲注5) 34頁。判タ1326号122頁。
- 7) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000122708.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000122708.pdf) (as of Mar 22, 2020)。
- 8) 高田寛「ネット上の権利侵害行為の明白性とプロバイダの責任について」企業法学研究2016第5巻1号（2016年）25頁 <<https://www.jabl.org/kigyohougakukenyuu2016Vol.5No.1TakadaHiroshironbun.pdf>> (as of Mar 22, 2020)。
- 9) プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法情報開示関係ガイドライン」（第6版）（2019年4月）26頁。
- 10) プロバイダ責任制限法4条2項。
- 11) プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注9) 27頁。
- 12) プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注9) 22頁。
- 13) [https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider\\_hguideline\\_20190403\\_2.pdf](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_hguideline_20190403_2.pdf) (as of Mar 21, 2020)。
- 14) プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会・前掲注9) 1頁。
- 15) 電気通信事業法161条2項3号。
- 16) 電気通信事業法施行規則50条の2第3項。
- 17) <https://www.cman.jp/network/support/ip.html> (as of Mar 21, 2020)。
- 18) 関原秀行『基本講義 プロバイダ責任制限法』（日本加除出版、2016年）140頁。
- 19) プロバイダ責任制限法実務研究会『最新プロバイダ責任制限法判例集』（大学図書、2016年）232頁。
- 20) 東京高判平26・9・9判タ1411号170頁。
- 21) 東京高判平29・2・8判タ1446号109頁。
- 22) 東京高判平26・5・28判時2233号113頁。
- 23) 東京高判平30・6・13判時2418号3頁。
- 24) 憲法21条。
- 25) 高田・前掲注4) 62頁。
- 26) 高田・前掲注4) 78～79頁。日本弁護士連合会の意見書（2011年）では、早くからこの点を指摘し、

改善を求めている。

- 27) 総務省発信者情報開示の在り方に関する研究会HP([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html)) (as of Sep 13, 2020)。
- 28) 総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ (案)」([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000698252.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000698252.pdf)) (as of Sep 13, 2020)。
- 29) 総務省・前掲注28) 7頁。
- 30) 総務省・前掲注28) 10頁。
- 31) 総務省・前掲注28) 11～15頁。
- 32) 総務省・前掲注28) 16頁。
- 33) 総務省・前掲注28) 21～22頁。